

「新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書」における緊急要望事項に対する回答

(要望項目)

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回答)

国民健康保険の傷病手当金に係る条例改正については、4月28日に公布・施行しております。

感染拡大の防止を図るため、国保に加入している被用者にも、社会保険において既に実施されている傷病手当金と同様に給与等の一部を補償することで休みやすい環境を整えることが本制度新設の趣旨であり、この趣旨に則り適切に実施してまいります。

周知につきましては、ホームページやSNS、広報誌に加え、「国民健康保険料決定通知」に案内パンフレットを同封する予定をしております。

申し込み手続きは様式をホームページでダウンロードできるよう整備し、郵送での申し込みを原則として案内しております。

保険給付課（電話：06-6858-2708）

(要望項目)

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免につきましては、国等の動向を注視しながら検討してまいります。

保険資格課（電話：06-6858-2300）

(要望項目)

③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方に対しては、市ホームページ等により納付相談をしていただくよう案内を行うとともに、適宜必要な対応を行っております。

滞納処分の停止につきましても、必要に応じ適切に行ってまいります。

保険収納課（電話：06-6858-2306）

(要望項目)

④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態をつくらないこと。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、滞納処分の執行についても、生活を困窮させることのないように配慮した対応を行っております。

引き続き適切な事務を行ってまいります。

保険収納課（電話：06-6858-2306）

(要望項目)

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に行えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

(回答)

診療の対価である一部負担金の減免は保険料減免と基準を同じくするものではありませんが、事業の休廃止により収入が著しく減少した場合等、市規則に定める基準に則り、適切に対応してまいります。

周知については、「国民健康保険料決定通知」に、保険料減免等と合わせて案内パンフレットを同封する予定をしております。

手続きについては、電話や郵送を活用しながら、可能な限り窓口にお越しただかなくても申請できるよう努めます。

保険給付課（電話：06-6858-2708）